



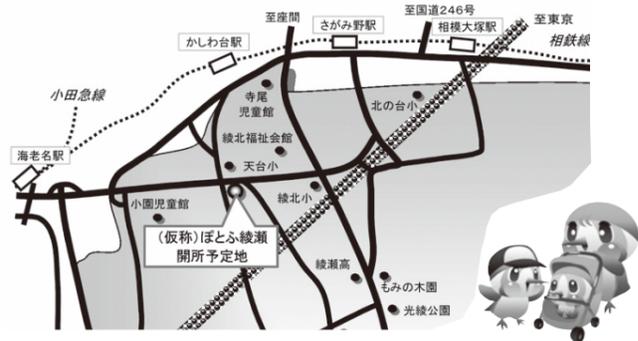
## 新設保育所の入所者を募集

新たに開所する保育所(小規模保育施設)の入所者を募集します。

▶保育所 表のとおり▶保育を必要とする事由▶就労(夜間などを含む。1か月の労働時間が64時間以上)▶母親の妊娠・出産▶保護者の疾病・障がい▶同居か長期入院している親族の介護・看護▶災害復旧▶求職活動▶就学▶その他市が必要と認めた場合▶保育料 保護者(扶養義務者)の市民税課税額の合計で保育料を算定(4月～8月分の保育料は令和元年度の課税額で、9月～翌年3月分は令和2年度の課税額で算定)▶申請 子育て支援課にある申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に記入し、就労証明書などを添えて2月28日までに同課へ直接(郵送不可。2次申し込みは3月10日までに受け付け)。すでに他の保育所の4月入所の申し込み

をしている方は、希望園変更手続きで対応可▶その他 定員超過で待機になる場合あり

☎同課☎70・5615



名称(仮称)	所在地	開所時期	対	定	開所時間	問
ぼとふ綾瀬	寺尾西3-11-1	4月	3か月～2歳児	19人	月～金曜日 7時30分～19時30分、 土曜日 7時30分～18時30分	ぼとふ大和 ☎046・200・6222

※卒園後は、さくらチャイルドセンターかかえでチャイルドセンターに転所予定。工事の進捗状況により開所時期が遅れる場合あり



地域のさまざまな  
魅力を発信

## 広報まちかど特派員募集

広報まちかど特派員は、市で委嘱している市民記者です。地域の催しなどを取材し、広報あやせや市ホームページで配信しているあやせネットニュースなどに掲載する記事を作成しています。1年をとおして取材活動をするほか、写真撮影や広報活動にまつわる研修、市内のさまざまな魅力を発信するための写真展なども実施しています。

カメラでの写真撮影や文章作成に自信がなくても心配は要りません。地域の話題や心温まる出来事などを、一緒に発信してみませんか。

▶期間 4月から1年間▶活動内容 記事の提供(写真と原稿)と年3回の会議など▶④ デジタルカメラで取材ができる市内在住・在勤・在学の方(中学生以下を除く)▶⑤ 10人以内(選考)▶⑥ 秘書広報課にある応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に記入し、3月2日までに〒252-1192市役所秘書広報課へ郵送、MAIL wm.705606@city.ayase.kanagawa.jp、FAX 77・8477か直接▶⑦ その他 謝礼など、詳細については問い合わせください

●取材希望は連絡を

地域での活動の様子などについて、同特派員の取材を希望する方は、同課へ連絡してください(取材できない場

合もあります)。

●四季折々

広報あやせ毎月1日号の16面にあるコーナー「街角アルバム 四季折々」に、同特派員が取材した記事を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

☎同課☎70・5606



(上)まちかど特派員の皆さん(下)まちかど特派員写真展

## 子育て多子世帯に 幼児2人同乗用電動自転車を

貸し出し

子育て多子世帯の経済的な負担を軽減するため、幼児2人同乗用(3人乗り)電動自転車を貸し出します。



■④ 申請時に次の要件を全て満たす方

- ①申請者が16歳以上で、1歳(2月に1歳になる場合も可)～5歳の子どもを2人以上養育している
- ②申請者と子どもが市内に居住している
- ③雨が当たらない場所などで自転車を適正に保管できる
- ④市税と認可保育園の保育料を滞納していない
- ⑤子どもの乗車用ヘルメットを準備できる
- ⑥3月27日・29日に実施する自転車安全運転講習会に参加できる(どちらか1日のみ)

■⑦台数 50台(抽選)

■⑧利用期間 12か月以内

■⑨費 無料(自転車の点検・整備・修理費用と自転車返却時の赤色TSマーク貼付費用は利用者負担)

■⑩申 子育て支援課、健康づくり推進課、各子育て支援

センター、市内保育園・幼稚園、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、綾北福祉会館にある事業実施要綱や利用規約を読み、申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、講習会の希望届を添えて2月3日～14日に〒252-1192市役所子育て支援課へ郵送(消印有効)か直接(1世帯1通のみ)

☎同課☎70・5664



住宅防音工事で設置した防音建具など

取り替え工事費用補助の対象年次が緩和されます

防衛省南関東防衛局では、住宅防音工事で設置した防音建具(防音サッシ、防音ドア)・空気調和機器(エアコン、換気扇、レンジ用換気扇)が故障や機能低下した場合、取り替え工事費用を補助しています。

2月25日から、受け付け対象となる住宅の条件が「防音工事が完了して10年以上経過したもの」に緩和されます。新たに対象となり工事を希望する方は、次の点に留意して住宅防音工事希望届を提出してください。

- ①2月24日以前は受け付け不可
- ②防音工事の完了年月日を考慮し実施順を決定
- ③提出した同届のうち、受け付けできないものは返却か廃棄される
- ④工事の実施まで相当年数を要する場合あり 詳しくは同局まで問い合わせください。

④ 同局住宅防音第2課、同局座間防衛事務所(☎046・261・4332)か基地対策課(☎70・5604)にある住宅防音工事希望届(同局 URL www.mod.go.jp/rdb/s-kantoからダウンロード可)に記入し、〒231-0003横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎内南関東防衛局住宅防音第2課へ郵送か直接

☎同局住宅防音第2課☎045・211・7113